

富山市スマートシティ推進基盤を利活用した実証実験公募要領

富山市スマートシティ推進基盤を利活用した実証実験公募要領(以下「本要領」という)は、富山市スマートシティ推進基盤を利活用した実証実験公募(以下「本公募」という)を実施するために必要な事項を定めるものである。

1. 公募概要

(1) 公募名

富山市スマートシティ推進基盤を利活用した実証実験公募

(2) 目的

富山市が構築した富山市スマートシティ推進基盤を実証フィールドとして提供することで、富山市におけるIoT技術の発展と、これによる産業創出や豊かな暮らしの実現を目的として公募を行うものである。

(3) 公募対象

富山市スマートシティ推進基盤を利活用した実証実験を希望する国内の民間企業並びに大学等研究機関(以下「事業者」という)。

2. 公募スケジュール

内容	期日
募集開始	令和元年 6月 3日(月)
公募説明会	令和元年 7月 5日(金)
質問提出期限	令和元年 7月26日(金)
参加申込書・利用計画書提出期限	令和元年 8月16日(金)
公募資格審査・選考(予定)	令和元年 8月19～23日(金)
審査結果通知(予定)	令和元年 8月23日(金)
公募採択者向け説明会	令和元年 8月30日(金)
実証実験環境の提供開始	令和元年 9月 1日(日)
実証実験環境の提供終了	令和2年 2月28日(金)
実証実験結果報告書類の提出	令和2年 2月28日(金)
実証実験結果の公表	令和2年 3月上旬(予定)

3. 公募への申し込みについて

(1) 申込方法

下記a)～c)の必要書類を富山市企画管理部情報統計課へ提出すること。

- a) 参加申込書兼誓約書(様式1)……………1部
- b) 法人の登記事項証明書(全部事項証明書)(写し可)……………1部
※大学等研究機関の場合は不要
- c) 実証実験計画書(様式2)……………1部

(2) 募集期限

令和元年6月3日(月)～令和元年 8月16日(金) 17時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参による提出は、土曜、日曜、祝日を除く平日の8時30分から17時までとする。なお、a)実証実験計画書については上記の提出に加えて、Word等の改変可能な形式のファイルのものをEメールまたはCD-Rによることとする。

複数事業者による実証実験を行う場合は、代表事業者を定めるとともに、関係する全ての事業者においてa)、b)を用意し、代表事業者がc)と併せて取りまとめの上、提出すること。

(4) 提出先

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号
富山市企画管理部情報統計課 (担当)堀沢、城石
E-mail: jyohotokei-01@city.toyama.lg.jp

(5) 公募申請に係る合意

事業者は参加申込書兼誓約書の提出を持って、本要領並びに別紙「富山市スマートシティ推進基盤利用規約」(以下「利用規約」という)に同意したものとす。

4. 質疑・応答

(1) 質問書の提出方法

「様式3 質問票兼回答票」に記入の上、E-mailにより提出すること。

なお、メールの件名は「富山市スマートシティ推進基盤を利活用した実証実験公募に係る質問」とすること。

(2) 質問提出期限

令和元年 7月26日(金)17時(必着)

(3) 提出先

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号
富山市企画管理部情報統計課 (担当)堀沢、城石
E-mail: jyohotokei-01@city.toyama.lg.jp

(4) 回答方法

個別にE-mailにて回答する。また、他の申込者への公開が必要と富山市が判断したものについては、市ホームページに質問・回答内容を掲載する。

5. 実証実験計画書作成の注意事項

- (1) 実証実験計画書(様式2)に記載すること。
- (2) 富山市スマートシティ推進基盤を利活用した実証実験提案であること。
- (3) 富山市からの発注・支出を前提とする事業の提案は行わないこと。
- (4) 提案において、富山市スマートシティ推進基盤上に保存するデータ領域は2GB以下、IoTセンサー登録数は100台以下とすること。なお上記の条件を超える提案を行う場合は事前に富山市と協議すること。

6. 公募説明会

本公募における公募説明会を下記の日程にて実施する。なお公募目的、事務手続き等の説明を予定しており、公募に際し本説明会への参加は必須ではない。

- (1) 日程 令和元年 7月5日(金)
- (2) 時間 13時30分～16時00分(開場:13時00分)
- (3) 会場 富山市役所本庁舎 東館8階801会議室
(〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号)
- (4) 定員 50名

7. 審査方法等

- (1) 公募の採択にあたっては、実証実験計画書の内容、事業の実施能力等を審査する。
- (2) 公募への申し込みを行った事業者(以下「公募申請者」という)は、提出した実証実験計画書について、富山市から追加資料の提出を求められた場合は、指定のあった日時までに提出すること。

8. 結果の通知、公開

- (1) 富山市は公募申請者に対し、令和元年8月23日(金)までに公募採択結果を郵送等にて通知する。
- (2) 採択されたものについては、市ホームページで公募件名並びに実証実験計画書を公表する。

9. 公募採択者向け説明会

下記日程にて富山市スマートシティ推進基盤の利用方法に係る公募採択者向け説明会を開催する予定である。

- (1) 開催予定日時:令和元年 8月30日(金)
- (2) 開始時刻並びに開催場所等の詳細については公募採択者に対し、後日連絡する。
- (3) 参加が困難な公募採択者については希望に応じて資料を送付する。

10. 実証実験の実施

- (1) 実証実験環境の提供
富山市は令和元年9月1日から令和2年2月28日までの間、公募採択者に対し富山市スマートシティ推進基盤を実証実験環境として提供する。
- (2) 実証実験の事前準備
公募採択者は実証実験の開始に際し、富山市が提示する資料に従って、使用するIoTデバイスの情報やAPIの利用に係る情報を提出すること。
- (3) 実証実験の実施
公募採択者は実証実験の事前準備完了から富山市による実証実験環境の提供が終了するまでの間の任意の期間で提案した実証実験を行うこと。

11. 実証実験結果の報告と公開

- (1) 実証実験結果報告書の提出
実証実験結果概要書(A4サイズ1ページ程度)、実証実験結果報告書(A4サイズで4ページから6ページ程度)を作成し、富山市へ提出すること。
- (2) 実証実験結果の発表
富山市が開催する実証実験結果報告会にて上記の内容を報告すること。
- (3) 実証実験結果の公開
実証実験結果概要書並びに実証実験結果報告書については、市ホームページ等での公開を予定している。

12. 提出書類並びに著作権等の取扱い

- (1) 提出された書類等は、返却しない。
- (2) 実証実験計画書の著作権は、作成した者に帰属する。ただし富山市は、公募に係る事務処理において必要があるときは、提出された書類の全部又は一部を複製することができる。また富山市は、富山市情報公開条例(平成17年条例第30号)の規定による請求に基づき、提出された書類を第三者に開示することができる。
- (3) 採択された実証実験計画書並びに実証実験結果概要書、実証実験結果報告書については上記に加え、富山市がその一部または全てについて、要約や一部抜粋などの軽微な修正を行えるとともに市ホームページ並びに本事業に係るその他広報活動等で自由に公開できるものとする。なお要約や一部抜粋を超える修正等については事業者と協議の上、決定するものとする。

- (4) 本実証実験により収集したデータの著作権は公募採択者に帰属する。公開または富山市への提示により公募採択者の経済活動を妨げる恐れのあるデータ等については、富山市は情報の公開を求めない。ただし公募採択者の経済活動を妨げる恐れが無く、個人情報等も含まないデータについては、公開またはオープンデータ化について富山市と協議の上、積極的に提供するものとする。
- (5) 取得したデータについて、富山市より2次利用の申し入れがあった場合は、協議の上、誠実に対応すること。
- (6) 公募採択者が収集したデータ等については本実証実験終了後、一定期間の後に富山市が一括して富山市スマートシティ推進基盤から削除するものとする。富山市はデータを担保しないため、公募採択者の責任によって、必要に応じてCSV等で出力し保存すること。

13. 申込資格

次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく富山市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 富山市入札参加資格停止措置要綱による入札参加停止、富山市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領による指名排除を受けていないこと。
- (4) 日本国内に存在する法人で、法人にかかる国税・地方税等について、滞納がないこと
- (5) 日本における法令(反社会勢力排除など)に準拠し、宗教活動・政治活動を主たる目的とする法人・団体及び富山市暴力団排除条例に規定する暴力団関係企業等でないこと

14. 失格要件

- (1) 公募採択決定後に資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 本要領における諸条件に違反した場合
- (3) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) その他、指示した条件に違反する等市長が不相当と認める場合

15. 留意事項

- (1) 応募に要する一切の費用は、公募申請者の負担とする。
- (2) 公募採択者が本公募で得られた結果を広く広報する場合は、本公募で得られたデータである旨を明示すること。なお社内資料等で利用する場合は、明示は必須ではない。

16. 問い合わせ先

富山市企画管理部情報統計課（担当：堀沢・城石）

電話 076-443-2015

FAX 076-443-2202

E-mail: jyohotokei-01@city.toyama.lg.jp